

岡崎市私立幼保連携型認定こども園保育体制強化事業費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園のうち公立以外の認定こども園（以下「私立認定こども園」という。）の人材確保対策を推進するため、地域住民や子育て経験者等の地域の多様な人材を保育に係る周辺業務に活用し、保育教諭の負担を軽減することによる保育の体制の強化、保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）の雇上げによる保育教諭の就業継続及び離職防止、保育教諭が働きやすい職場環境の整備等を目的とし、私立認定こども園に対し、予算の範囲内で岡崎市私立認定こども園保育体制強化事業費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次に掲げる事業とする。

(1) 保育体制強化事業

市内に所在する私立認定こども園が「保育人材確保事業の実施について」（平成29年4月17日雇児発0417第2号労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別添6に定める「保育体制強化事業実施要綱」に基づき実施する事業。

(2) 保育補助者雇上強化事業

市内に所在する私立認定こども園が「保育人材確保事業の実施について」の別添7に定める「保育補助者雇上強化事業実施要綱」に基づき実施する事業。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、市内に所在する私立認定こども園の設置者とする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の対象経費は、別表の第1欄に定める区分ごとに第3欄に定める。

- 2 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第11条に規定する子どものための教育・保育給付又はその他の補助事業によりその経費が交付されていないこと。

(補助金の額)

第5条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方を選定した額とする。

ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の要件)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、次に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 保育体制強化事業において、地域住民や子育て経験者等（以下「保育支援者」という。）は、平成26年4月1日以降、新たに私立認定こども園に配置された保育士資格を有しない者で、保育に係る次の周辺業務を行う者とする。
 - ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒及び清掃
 - イ 給食の配膳及びあとかたづけ
 - ウ 寝具の用意及びあとかたづけ
 - エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳
 - オ その他保育士の負担軽減に資する業務
- (2) 保育体制強化事業において、児童の園外活動時の見守りは散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行うものとする。
- (3) 保育体制強化事業において、スポット支援員は、平成26年4月1日以降、新たに私立認定こども園に配置された者で、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯の安全な保育体制強化を行う者とする。
- (4) 保育補助者雇上強化事業において、保育補助者は、以下の要件をいずれも満たす者とする。
 - ア 保育士資格を有していない者であること。
 - イ 保育に関する40時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技能があると市長が認めた者であること。
- (5) その他留意事項については、「保育人材確保事業の実施について」別添6及び7に定める各事業の実施要綱に従うものとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、様式第1号による市費補助金交付申請書に次に掲げる書類を添え、市長が定める時

期までに提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 保育体制強化事業補助申請額算出基礎資料及び実施計画書
- (3) 保育補助者雇上強化事業補助申請額算出基礎資料及び実施計画書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を申請者に通知するものとする。

(変更等の承認申請)

第9条 補助事業者は、市費補助事業の内容を変更しようとするとき又は市費補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ様式第2号による市費補助金変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、市費補助事業が完了したときは、その市費補助事業完了後30日以内又は翌年度の4月3日のいずれか早い期日までに、様式第3号による市費補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添えて報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 保育体制強化事業補助実績額算出基礎資料
- (3) 保育補助者雇上強化事業補助実績額算出基礎資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る市費補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に対し通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その一部を概算払により交付することができる。

なお、市が実施する社会福祉法人等指導監査において、改善措置を命ぜられた場合には、改善がなされるまでの間、補助金を不交付とすることができる。

- 2 補助金の概算払いによる交付を受けた者は、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(交付決定の取消)

第13条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、市費補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日以後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

区分	基準額	対象経費
保育体制強化事業	1. 保育支援者の配置 1 か所当たり月額 100,000 円 2. 児童の園外活動の見守り等 ① 保育支援者が児童の園外活動時の見守り等にも取り組む場合、1 に下記の額を加算 1 か所あたり月額 45,000 円 ② その他の場合 1 か所あたり月額 45,000 円 ※①、②は1 か所につき一方のみ 3. スポット支援員の配置 1 か所当たり月額 45,000 円	保育支援者の配置に要する費用で、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、役務費、委託料等のうち、市長が必要と認めた経費とする。
保育補助者雇上強化事業	保育補助者の雇上げの費用に対する補助金は、1 施設当たり年額 4,882,000 円を上限とする。	事業を実施するために必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料のうち、市長が必要と認めた経費とする。